

## 住居確保損害について よくある質問（持ち家）

	質問	回答
1	持ち家に住んでいた場合の賠償の概要を教えてください。	算定された上限金額内で、住居や宅地の購入費用・建て替え費用・修繕費用を賠償するものです。
2	上限金額の算定方法を教えてください。	町の居住住所にある建物、構築物・庭木、宅地を取りまとめて、一定の算定式に基づき算出します。 算定式は大変複雑ですので、東京電力より「算定対象資産一覧」を取り寄せて、金額をご確認ください。
3	請求に条件はあるのか？	宅地・建物・借地権の賠償に合意し、その賠償金額を超えることが条件となります。
4	震災後に親（家の所有者）と子で世帯が分かれたが、子の世帯も賠償対象になるのか？	上限金額の範囲内であれば対象となります。
5	準備宿泊を申し込んだが、自宅の太陽光発電システムは長期間使用できなかったため、修理が必要である。修理費用は請求できるのか？	請求できます。 住居確保損害における修理（修繕）費用は、宅地・建物・借地権の請求書②（P9）に記載のある、対象資産が対象となります。（電気設備・給排水設備・空調設備・構築物・庭木等）
6	「移住」と「帰還」の違いを教えてください。	別紙（最終ページ）をご参照ください。
7	浪江町外に移住するが、将来的には浪江町に戻ってくる予定がある。この場合は賠償の対象となるのか？	また、「移住」を選択された後に浪江町へ帰還された場合や、「帰還」を選択された後に浪江町外へ移住された場合でも住居確保損害の対象となります。 ※帰還困難区域については「帰還」を選択できませんのでご注意ください。
8	請求方法を教えてください。	請求方式は以下の2通りがあります。 概算賠償：売買契約書・見積書を提出することで、実際に費用が発生する前に賠償金が支払われる。 確定賠償：領収書を提出することで、実費分が支払われる。 なお、概算賠償は選んだ方は、確定賠償にて精算を行う必要があります。
9	避難指示解除準備区域・居住制限区域の宅地・建物・借地権の賠償は、1/6の支払いが残っているがその扱いは？	建物の残分については、上限金額の算定に含まれています。つまり、宅地・建物・借地権の残分が払われる前に住居確保損害を請求すると、残分が含まれた金額で賠償されます。宅地の残分については住居確保損害と関係なく支払われます。
10	宅地・建物・借地権の賠償合意後、ADRで賠償額が高くなった場合、住居確保損害の賠償上限金額は変更されるのか？	ADRの結果に応じて賠償上限額は変更されます。ただし、東京電力より再計算した請求書は自動発送されませんので、コールセンターへ連絡し請求書をお取り寄せ下さい。

11	金額の変更のダイレクトメールが届いたが、どのような内容か。	福島県都市部の平均宅地単価に合わせて、算定式の宅地単価が39,000円から41,000円へ変更になりました。 また、平均宅地単価が大きく変わる度に、今後も変更される可能性があります。
12	請求の流れを教えて欲しい。	1.宅地・建物・借地権の賠償を完了。 2.東京電力コールセンターへ電話して請求書を取り寄せる。 (1回目については自動発送されています。) 3.「移住」か「帰還」を選択する。 4.「概算賠償」か「確定賠償」を選択する。 5.東京電力へ証明書類を添付して請求書を送付する。

### よくある質問（借家）

	質問	回答
13	浪江町では借家に住んでいたが、賠償の対象になるのか？	持ち家と内容は違いますが、賠償の対象となります。
14	借家に住んでいた場合の賠償の概要を教えてください。	家賃差額相当額を定額で賠償するものです。 ・避難指示区域外を新たな本拠とする場合 一人世帯162万円（世帯人数が一人増える毎に61万円加算） ・避難指示区域内を新たな生活の本拠とする場合 一人世帯10万円（世帯人数が一人増える毎に1万円加算）
15	震災後に世帯が分かれたが、対象になるのか？	世帯が分かれる前の代表者に、平成23年3月11日の世帯人数に応じて賠償金が支払われます。また、平成23年3月11日以降に世帯人数の増減がある場合でも、平成23年3月11日の世帯人数に応じて支払われます。

### よくある質問（その他）

	質問	回答
16	いつまで請求できるのか？	生活再建の判断には相応の時間を要することから、請求期間について現状では決まっていません。
17	住居確保を請求することで、他の賠償に影響はでるのか？	基本的には「家賃を含む避難費用」の賠償が終了となります。ただし、浪江の住居が持ち家の方については、震災後に2世帯になってしまった等の個別事情によって、家賃を請求できる可能性もあります。

Q6 : 「移住」と「帰還」の違いを教えてください。

### 「移住」を選択する場合

賠償上限金額に含まれるもの

住宅の取得・修繕へ充てる費用

宅地の取得に充てる費用

合理的な範囲内の諸費用

※解体費用については上限金額内で賠償されます。

### 「帰還」を選択する場合

賠償上限金額に含まれるもの

住宅の取得・修繕へ充てる費用

合理的な範囲内の諸費用

+

建替えに要した解体費用(実費分)

※宅地については上限金額に含まれません。

A6 : 上記の図の通り、賠償上限金額が異なります。  
なお、家屋調査の結果により、環境省へ申請して解体を行う方は、解体費用は掛かりません。